

各様式について(全般的事項)

(1) 参考様式第1号及び同第2号について

「按分計算の要否判定及び按分率の算定表(参考様式第1号)」、「所得金額計算書(電気供給業)(参考様式第2号)」は、地方税法第72条の2第1項第2号及び同第3号において規定される電気供給業を行う法人で、下記に該当する法人が確定申告書又は修正申告書を提出する場合に添付するものです。

- ・ 山形県内に主たる事務所又は事業所を有する法人
- ・ 電気供給業と所得等課税事業を併せて行う法人

(所得等課税事業とは、地方税法第72条の2第1条第1号に掲げる事業のことで、同第2号に掲げる事業及び第3号事業以外の事業(非課税事業を除く。)が該当します。)

参考様式第1号及び第2号は、売上金額により課税標準額及び税額を算定するものです。事業ごと会計を明確に区分し売上金額による按分が必要ない場合や、売上金額以外の最も妥当と認められる基準によって按分して算定した場合には、本様式に代えて根拠となる書類を添付してください。

(2) 参考様式に併せて添付する書類について

申告の際は、計算書と下記の書類を併せて添付してください。

- ・ 地方税法施行規則様式 第六号様式別表五 (※)
- ・ 地方税法施行規則様式 第六号様式別表六
- ・ 地方税法施行規則様式 第六号様式別表九 (※)
- ・ 法人税法施行規則様式 別表一 (写)
- ・ 法人税法施行規則様式 別表四 (写)
- ・ 雑益・雑損失等の内訳書
- ・ 貸借対照表及び損益計算書

(※)の書類は、電気供給業分及び所得等課税事業分それぞれ作成してください。

法人名	事業年度	～
-----	------	---

按分計算の要否判定及び按分率の算定表

1 営業収益の内訳

(単位:円)

		科目	総額
営業収益	電気供給業分…①		
		電気事業営業収益…②	
		法人税別表四による加算・減算のうち電気供給業に係る金額	
	所得等課税事業分…③		
		所得等課税事業営業収益…④	
		法人税別表四による加算・減算のうち所得等課税事業に係る金額	

2 按分計算の要否判定

$$\frac{\begin{array}{l} \text{従たる事業の収益金額} \\ \text{(①と③のいずれか小さい方)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{主たる事業の収益金額} \\ \text{(①と③のいずれか大きい方)} \end{array}} = \boxed{}$$

(注) 左の値が「0.1」を超える場合は、電気供給業と所得等課税事業に係る按分計算が必要です。
 「0.1」以下の場合、主たる事業の課税方式によって申告することもできます。この場合、参考様式第2号の作成は必要ありません。(このほか注意事項については下記記載要領を参照ください。)

3 按分率の算定

$$\text{按分率} = \frac{\text{③}}{\text{①} + \text{③}} = \frac{}{} = \boxed{}$$

※小数点以下第10位を切り捨て、第9位まで算出します。

【参考様式第1号記載要領】

- ②、④は、電気事業会計規則(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)別表第1の収益の科目及び項によるものです。
 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入とされています。電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入としてください。(地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)第3章4の9の2)
- 法人税別表四による加算・減算は、売上金額の税務加算・減算があった場合に記載してください。
 《電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合について》
- 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、それぞれの事業毎の区分経理をもとに課税標準額及び税額を算出するものですが、共通収入金額又は共通経費については、売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって課税標準額等を算定することとされています。(地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)第3章4の9の5)
 ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によっても差し支えありません。(地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)第3章4の9の9)
- 軽微なものとは、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。
- 附帯事業とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由により当該事業に伴って行う事業をも含めて解することが適当とされています。

法人名		事業年度		～	
所得金額計算書(電気供給業)					
単位:円					
科目	事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
売上高					
	電気事業営業収益				
	附帯事業営業収益				
	その他の事業営業収益				
売上原価					
	電気事業原価				
	附帯事業原価				
	その他の事業原価				
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
	電気事業営業費用				
	附帯事業営業費用				
	その他の事業営業費用				
	販管費 付表1 計				
営業利益					
営業外収益					
	営業外収益 付表2 計				
営業外費用					
	営業外費用 付表2 計				
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期純利益					
法人税及び住民税					
当期利益					
税務加算 付表3 計					
税務減算 付表3 計					
法人税所得					
事業税加算					
事業税減算					
仮計					
共通損益の配分					
		$(\alpha \times \gamma)$ β	$(\alpha - \beta)$	α	
再仮計					
繰越欠損金控除額					
所得金額					

按分率(γ)

(参考様式第1号 3)

【参考様式第2号記載要領】

- ・ 所得等課税事業及び電気供給業について、区分経理に基づき算出した額についてそれぞれ記載してください。
- ・ 「共通分」欄は、「所得等課税事業分」及び「電気供給業分」に区分できない(されていない)ものに係るものについて記載してください。
- ・ 「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」、「営業外費用」は、記載項目が不足する場合はそれぞれ付表1から付表2に記載してください。「税務加算」及び「税務減算」については、内訳を付表3に記載してください。
- ・ 電気事業会計規則における財務収益(費用)と事業外収益(費用)は、営業外収益(費用)にまとめて記載してください。
- ・ 電気事業会計規則における準備金引当又は取崩しは、特別利益(損失)に含めて記載してください。
- ・ 共通損益の配分βの端数処理は、1円未満切捨てとします。

販売費及び一般管理費に関する明細書

単位:円

販売費及び一般管理費内訳		事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
内						
訳						
合計						

営業外収益及び営業外費用に関する明細書

1 営業外収益

単位:円

営業外収益内訳		事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
内						
訳						
合計						

2 営業外費用

単位:円

営業外費用内訳		事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
内						
訳						
合計						

税務加算及び税務減算に関する明細書

1 税務加算

単位:円

税務加算内訳		事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
内						
訳						
合計						

2 税務減算

単位:円

税務減算内訳		事業区分	所得等課税事業分 (区分経理できるもの)	電気供給業分 (区分経理できるもの)	共通分 (区分経理できないもの)	総額
内						
訳						
合計						